

東久留米市立小・中学校における 医療的ケアの実施に関するガイドライン

令和5年3月

東久留米市教育委員会

はじめに

近年、医療技術の進歩を背景に、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等の日常的な医療的ケアにより、通常の学校生活を送れる児童・生徒が増加するとともに、インクルーシブ教育の観点から、特別支援学校ではなく、市立の小・中学校へ就学する児童・生徒が増加しています。このような流れの中で、医療的ケアやそれに類する配慮が必要な児童・生徒やその家族が、個々の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

このような中、令和3年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年9月に施行されました。同法において、各地方公共団体は、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することに加え、学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有すると定められています。

本ガイドラインは、「東久留米市医療的ケア受入方針」（令和5年2月13日福祉保健部障害福祉課）に基づき、東久留米市市立小・中学校における医療的ケア児の受け入れ及び医療的ケアの実施について、基本的な考え方や各関係機関の役割、事務手続き等について示したものです。本ガイドラインに基づき、学校、保護者、医療機関等の関係者が連携して対応することで、医療的ケア児の学習の機会を確保し、健やかな成長を図るとともに、一人一人のニーズに応じて一体となった支援をすることを目指しています。

目次

総則

- 1 趣旨
- 2 定義
- 3 医療的ケアの内容
- 4 対象者
- 5 基本方針
- 6 教育委員会の役割
- 7 小・中学校の責務
- 8 主治医の役割
- 9 看護師等の役割
- 10 保護者の役割
- 11 実施の決定
- 12 緊急時の対応

医療的ケア実施上の手続き

- 1 新規及び継続・変更の手続き
- 2 中断又は終了の手続き
- 3 医療的ケア実施までの基本的な流れ

様式集

総則

1 趣旨

このガイドラインは、東久留米市立小・中学校が、在籍する児童・生徒を対象として行う医療的ケアについて、その実施に関する総合的な基準を示すとともに、実施上の配慮事項、校内実施体制等について定めたものである。

各学校においては、このガイドラインを踏まえ、主治医の指示のもと看護師等と教職員等の相互連携により、在籍する医療的ケアを必要とする児童・生徒の学習の機会を確保し、健康で安定した学校生活を送ることができるよう実施体制の整備を図るものとする。

2 定義

医療的ケアとは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第2条に定められる医療行為をいう。

3 医療的ケアの内容

小・中学校で行う医療的ケアは、医師の指示に基づいて日常的に継続して保護者が家庭で行っている行為で、児童等の主治医が学校において行われることに支障がないと認めたものとする。

医療的ケアは、主治医の指示書に基づき、安全性を十分に考慮した上で実施する。

項目	概要
喀痰吸引	筋力の低下等により痰や唾液、鼻汁などを自力では十分に排出することが困難な場合、吸引器による痰の吸引を行う。
経管栄養	摂食、嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量を取れない場合などに鼻あるいは口から胃まで挿入されたチューブや、胃ろう・腸ろうを通じて、栄養剤を胃や腸まで注入する。
導尿	排尿障害により、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを留置し、排尿する。
その他	糖尿病管理、人工呼吸器による呼吸、酸素療法、気管切開部の管理、人工肛門等

4 対象者

保護者から申請があった児童・生徒のうち、教育委員会（指導室・学務課）、当該学校長、保護者等による「校内ケース会議」の協議を経て、教育委員会が学校の環境や受け入れ体制等を鑑みて、医療的ケアを行うことを総合的に決定した児童・生徒とする。

5 基本方針

医療的ケア児の教育機会の確保と充実を図り、その可能性を最大限に発揮させ、教育と医療の相互の専門性を発揮して児童・生徒の成長や発達を最大限に促すという視点を持ち、以下の方針に沿って医療的ケアを実施する。

(1) 児童・生徒の健康状態が安定している状態であることが前提であり、医療的ケアの

必要性については、主治医や学校医等の学校関係者の意見を参考に慎重に検討する。

- (2) 実施に当たっては、保護者からの申請に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続きを経て行う。
- (3) 医療的ケアは、主治医の指導・助言に基づき、学校に配置又は派遣された看護師等が実施する。
- (4) 教育委員会は、看護師等を確保するとともに、医療機関等の指導・助言及び援助が受けられる体制を整備する。
- (5) 実施に当たって、学校と看護師等が連携して個別マニュアルを作成し、そのマニュアルに基づいて実施する。
- (6) 学校は、看護師等と連携して医療的ケアの実施記録をとる。

6 教育委員会の役割

教育委員会は、医療的ケア児に関わる関係者（教育委員会、学校、主治医、保護者、学校医等）が相互に協力し、それぞれの役割分担を實踐できる体制を整備し、安全を確保するために十分な措置を講ずることとする。

- (1) 福祉、保健、医療及び教育等の関係者で構成される「東久留米市地域自立支援協議会」「医療的ケア児検討会議」に出席し、保育所等と情報及び課題等を共有する。
- (2) 医療的ケアに係るガイドラインを策定する。
- (3) 教育委員会（指導室・学務課）、当該学校長、保護者等による「校内ケース会議」を設置・運営する。
- (4) 医療機関（学校医や看護師等）と連携を図る。
- (5) 障害福祉課、子ども家庭部と連携した保護者からの相談及び申請を受ける。
- (6) 訪問看護ステーション等と連携し、看護師等の配置又は派遣を調整する。
- (7) 医療的ケア実施事例の蓄積及び分析を行う。

7 小・中学校の責務

医療的ケア児が在籍する学校は、組織的な対応ができるよう、看護師等と教職員等が協力する体制を構築する。医療的ケアの実施に係る基準やルールを整備を行い、教育委員会、主治医、学校医、保護者等との連携を密に行い、医療的ケア児の安全確保に努める。

また、緊急時の校内における実施体制や医療機関等との連携の在り方を構築し、迅速に対応できるようにする。

- (1) 校内委員会等の設置による医療的ケアの校内実施体制の整備
(医療的ケア個別マニュアル、安全管理マニュアルの作成)
- (2) 各教職員の役割分担の明確化
- (3) 保護者、主治医及び医療機関、医療的ケア児が通っていた保育所等との連携体制の構築
- (4) 緊急時・災害時の体制整備
(災害時対応マニュアル、緊急時対応フローチャートの作成)

8 主治医の役割

主治医は、医療的ケア児の健康状態及び学校の状況に基づいて医療的ケアに係る指示書を作成する。また、小・中学校が作成する個別マニュアルをはじめとする各マニュアル等への助言を行う。

- (1) 医療的ケア児や学校の状況を踏まえた指示書の作成
- (2) 緊急時対応に係る指導・助言
- (3) 教育委員会及び学校との連携
- (4) 保護者への説明
- (5) その他

9 看護師等の役割

看護師等は、主治医の指示に基づき、医療的ケア児の状態に応じ、その安全性を十分に考慮した上で医療的ケアを実施する。また、緊急時においても学校に協力する。

- (1) 医療的ケア児のアセスメント・健康管理
- (2) 指示書に基づく医療的ケアの実施
- (3) 学校及び保護者との連携
- (4) 医療的ケアの記録・管理・報告
- (5) 医療的ケア児に係る個別マニュアルをはじめとする各マニュアル等の作成
(医療的ケア個別マニュアル、安全管理マニュアルの作成)

10 保護者の役割

保護者は、学校における医療的ケアの実施体制と責任の分担について理解した上で、看護師等に主治医の指示書を提供し、適切なケアを受けるために協力する。

- (1) 主治医による指示書の提出
- (2) 学校及び主治医との連携への協力
- (3) 教育委員会及び学校との協議
- (4) 緊急時の対応
- (5) 看護師等への医療的ケア児の健康状態の報告
- (6) 医療的ケアに必要な医療器具、消耗品等の用意

11 実施内容の決定

- (1) 医療的ケアの実施内容は、保護者の依頼に基づき、手続きを進め、学校の状況を確認した上で、教育委員会が実施内容・方法について検討する。
- (2) 医療的ケアの実施について判断する際は、必要に応じて主治医をはじめとする医療機関や看護師等の意見を参考にする。

12 緊急時の対応

医療的ケアに関する事故が発生した場合、速やかに緊急時の対応を図るとともに、教育

委員会へ報告し、学校、教育委員会、保護者、医療機関等が連携して対応する。さらに、事故の再発防止の観点から、関係者における情報共有を十分に行い、改善策を検討する。

- (1) 医療的ケアに関わる事故が発生した場合は、校内の緊急体制や個別マニュアルに沿って速やかに事態の改善に努める。
- (2) 主治医による緊急の対応を取り得ない状況に備えて、学校はあらかじめ主治医や学校医と協議の上、近隣の関係機関に協力を要請しておく等、緊急時対応の体制を整える。
- (3) 事故発生後、事実を記録し、事故原因、対応状況、結果等をまとめ、学校は教育委員会に必ず報告し、今後の再発防止に努める。

医療的ケア実施上の手続き

Ⅰ 新規及び継続・変更の手続き

教育委員会は医療的ケア実施希望のある保護者から連絡を受けた際、以下の手順に沿って手続きを進める。

学校での医療的ケア実施については、児童・生徒の健康状態等を勘案し、毎年度手続きを行う。また、年度の途中において医療的ケアの内容に変更があった場合にも同様の手続きを行う。

(1) 教育委員会は、「東久留米市地域自立支援協議会」「医療的ケア児検討会議」で得た情報や、保護者からの相談、就学时健康診断等から医療的ケアを必要とする児童の情報を収集する。



(2) 保護者は、「医療的ケア実施依頼書（様式1）」、主治医による「医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式2）」及び「医療的ケア実施同意書（様式3）」を教育委員会へ提出する。



(3) 「東久留米市小・中学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」（以下、ガイドラインという）に基づき、教育委員会（指導室・学務課）、当該学校長、保護者等による校内ケース会議①において実施について検討する。



(4) 上記（1）～（3）の手続きにより、ガイドライン「II 実施内容の決定」に基づいて教育委員会が医療的ケア実施について決定を行う。



(5) 教育委員会は、「医療的ケア実施通知書（様式4）」を作成し、保護者へ通知する。



(6) 教育委員会は、看護師等を手配し、勤務体制等について検討する。



(7) 教育委員会（指導室・学務課）、当該学校長、保護者等に看護師等を加えた校内ケース会議②において、医療的ケアの詳細について確認する。

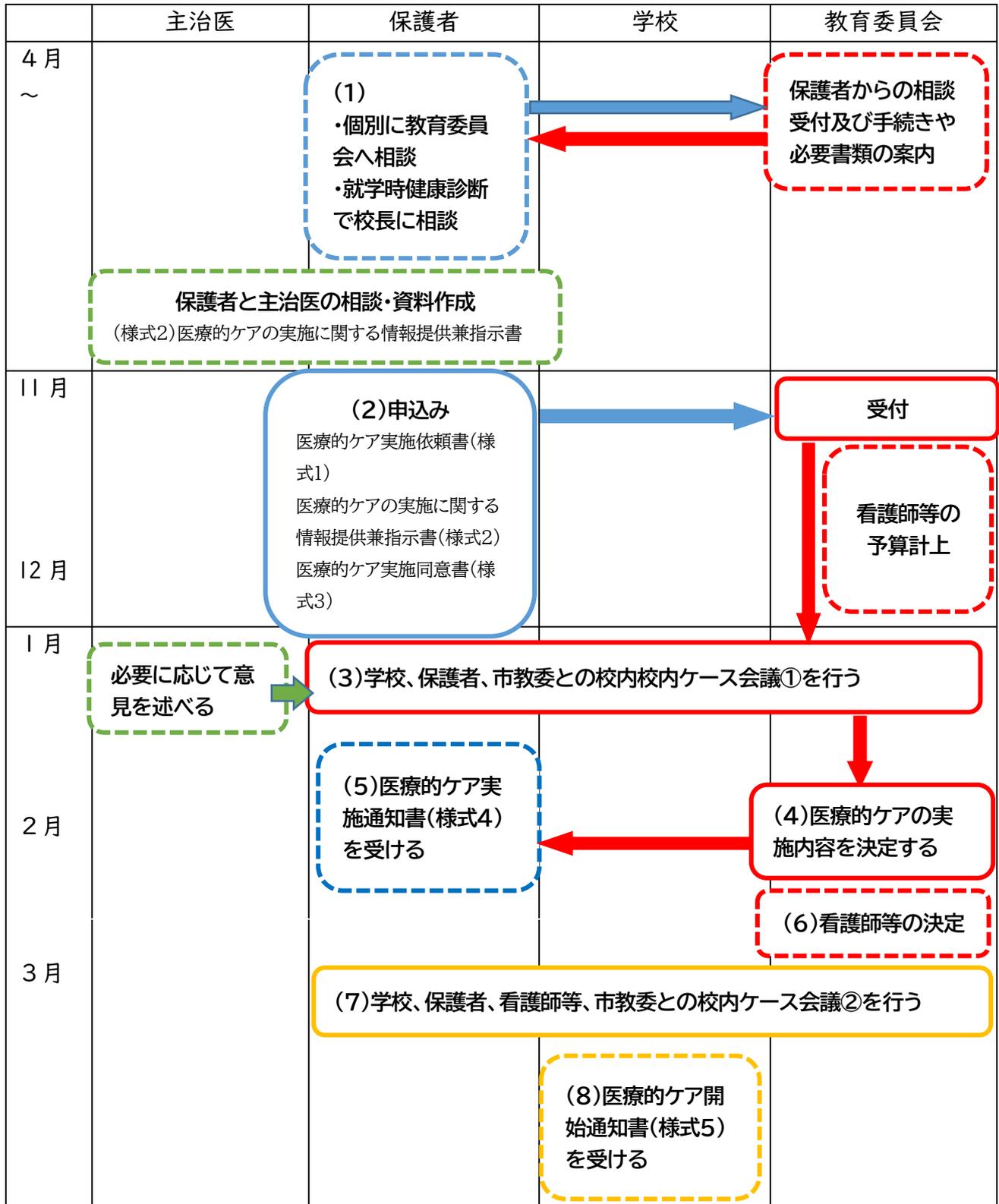


(8) 教育委員会は、「医療的ケア開始通知書（様式5）」を作成し、学校長へ通知するとともに、保護者や主治医から提出のあった資料（様式1～3）の写しを学校長へ提供する。

2 中断又は終了の手続き

医療的ケア実施期間の途中で医療的ケアを中断又は終了する場合、保護者は「医療的ケア中断・終了届（様式6）」を教育委員会へ提出し、届けの中断・終了年月日をもって、医療的ケアの実施を中断又は終了とする。

3 医療的ケア実施までの基本的な流れ



様式集

様式	書式名	備考
1	医療的ケア実施依頼書	保護者が作成し、教育委員会に提出する。
2	医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書	主治医が作成し、保護者より教育委員会に提出する。
3	医療的ケア実施同意書	保護者が確認、押印の上、教育委員会に提出する。
4	医療的ケア実施通知書	教育委員会が作成し、保護者に通知する。
5	医療的ケア開始通知書	教育委員会が作成し、学校に通知する。
6	医療的ケア中断・終了届	保護者が作成し、教育委員会に提出する。
7	医療的ケア個別マニュアル	看護師等が様式7を基に、主治医と連携しながら作成する。
8	安全管理マニュアル	学校が、校内ケース会議にて協議し、作成する。
9	医療的ケアの実施記録	医療的ケアの実施記録簿となる。 保護者は、登校前に健康状態等を記入し、学校へ提出する。看護師等は、実施内容等を記録し、管理職の確認を得てから、保護者へ渡す。最終的に原本は学校で、写しは保護者が保管する。
10	医療的ケアに係る事故報告書	事故が発生した場合、教育委員会へ速やかに報告の上、報告書を提出する。
11	緊急時対応フローチャート	学校が、校内ケース会議にて協議し、作成する。

様式1

医療的ケア実施依頼書（新規・継続・変更）

年 月 日

(宛先) 東久留米市教育委員会

住所 _____

保護者氏名 _____

電話番号 _____

下記児童・生徒の医療的ケアについて実施を依頼いたします。

記

学 校 名				学年・学級	
児童・生徒氏名		性別		生年月日	
主たる疾患名					
依 頼 す る 医療的ケアの内容					
実 施 期 間	年 月 日 ~			年 月 日	
主治医の情報	氏 名 : _____ 病院名・科 : _____ 所 在 地 : _____ 電 話 番 号 : _____				
緊 急 連 絡 先	①氏名 _____ (続柄: _____) 電話番号 _____ ②氏名 _____ (続柄: _____) 電話番号 _____				
緊 急 時 搬送医療機関	病院名・科 : _____ 所 在 地 : _____ 電 話 番 号 : _____				
そ の 他 留 意 事 項					

※ 「医療的ケア」とは、医師の指示に基づいて日常的に継続して保護者が家庭で行っている行為で、児童等の主治医が学校において行われることに支障がないと認めたものとする。

※ 依頼内容に変更がある場合には、その都度、実施依頼を提出する。

様式2

医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書

医療的ケアの必要な児童・生徒に関し、下記のとおり情報提供します。
 なお、教育委員会において、医療的ケアの実施が「可」と判断された際に、指示書と替えさせていただきます。

児童・生徒氏名 (学校名)	(学校)	生年月日	年 月 日生 (歳)
主たる疾患名			
学校において 看護師等が行う 医療的ケアの 実施内容	※医療的ケアの実施内容を記載ください。 (内容、実施時間の目安、使用する医療器具等)		
緊急時の対応	※保護者到着、救急車到着までにすべき対応について、記載ください。		
学校生活での 配慮事項	※上記の医療的ケア実施上の留意点について記載ください。		

年 月 日

(宛先) 東久留米市教育委員会

医療機関名

医師名

印

様式3

医療的ケア同意書

1	毎年度、教育委員会へ「医療的ケア実施依頼書（様式1）」「医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式2）」「医療的ケア実施同意書（様式3）」を提出し、教育委員会が医療的ケアの実施の継続について判断する。
2	入学時や転学時において、他の関係機関と必要な情報を共有する。
3	安全に学校生活を送れるよう、保護者等から提供された申請内容等について学校長、担任教諭、養護教諭、看護師等で共有する。
4	学校で医療的ケアを実施する上で主治医の指導・助言が必要な場合に、学校関係者や担当看護師等が児童・生徒の受診に同行し、主治医との相談を行う場合がある。
5	登校前に、家庭で健康観察を確実にし、「医療的ケアの実施記録（様式9）」に記入して学校に提出する。顔色、食欲、体温、動作等が普段と違い、体調が悪いときには登校を控える。
6	医療的ケアを安全に実施するために、入学時や転学時のほか、長期休業明けや長期欠席後に登校する際には、安定して医療的ケアを実施できるまでに必要な一定の期間、保護者は付添い等の協力をする。
7	やむを得ない事情により、医療的ケアを行う看護師等が勤務できない場合には、保護者等に付添い等の協力を要請することがある。
8	医療的ケアが必要な児童・生徒の状況について、学校生活を送る上で必要なことは、他の児童・生徒や保護者との間で共有する場合がある。
9	保護者は、児童・生徒の医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに学校へ報告するとともに、「医療的ケア実施依頼書（様式1）」「医療的ケアの実施に関する指示書（様式2）」「医療的ケア実施同意書（様式3）」を再提出する。
10	医療的ケアを実施するにあたり、必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費について、保護者が負担する。
11	保護者において、医療的ケアの実施に必要な医療機器（予備含む）、医療用具、医療品及び消耗品等を準備、点検及び整備し、学校に預託する。使用後の物品は、家庭に持ち帰る。
12	児童・生徒が在校中に健康状態等に異変があった場合等、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにする。（「医療的ケア実施依頼書（様式1）」に緊急連絡先を記入する）
13	緊急時の対応のために、「医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式2）」等の内容を、主治医以外の医療機関等に提供することがある。
14	学校や看護師等が必要と認めるときには、主治医等を受診する。なお、その費用は保護者の負担とする。
15	児童・生徒の症状に急変が生じ、学校が緊急事態と判断した場合、また、その他必要な場合には、学校が事前に確認をしている医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、保護者に連絡を行う。
16	学校が緊急事態と判断した場合、また、その他必要な場合には、保護者へ連絡する前に児童・生徒を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがある。それに伴う費用は保護者の負担とする。
17	上記のほか、必要に応じ学校等との間で取り決めた事項を順守する。

年 月 日

(宛先) 東久留米市教育委員会

確認事項について、全て同意の上、医療的ケアの実施を依頼します。

児童・生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

様式4

年 月 日

様

東久留米市教育委員会

医療的ケア実施通知書

年 月 日付で依頼のありました医療的ケア実施につきまして、下記の通り通知します。

記

児童・生徒氏名	
学校名 学年・学級	東久留米市立 学校 年 組
実施の可否	可 ・ 一部可 ・ 条件付可 ・ 否
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
医療的ケアの内容	
否の理由	
備考	

様式5

年 月 日

東久留米市立 学校長 様

東久留米市教育委員会

医療的ケア開始通知書

先に、保護者から依頼のあった医療的ケアについて、看護師等の確保ができたため、下記のとおり医療的ケアを開始することを通知します。

記

児童・生徒氏名	
学校名 学年・学級	東久留米市立 学校 年 組
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
医療的ケアの内容	
備考	

※ 様式1～4の写しを提供いたします。取り扱いには十分ご注意ください。

様式6

医療的ケア中断・終了届

年 月 日

(宛先) 東久留米市教育委員会

住所 _____

保護者氏名 _____

電話番号 _____

下記児童・生徒について、医療的ケアの実施を 中断・終了 することを届出いたします。

記

学 校 名		学年・学級	
児童・生徒氏名		生年月日	
医療的ケアの内容			
中断・終了年月日	年	月	日
主治医の所見	年 月 日 医療機関名 医師名 印		

様式7

医療的ケア個別マニュアル

作成年月日 年 月 日
 作成者

児童・生徒氏名		年 組	男・女
主たる疾患名			
医療的ケアの内容			
実施期間	年 月 日	～	年 月 日
実施時間			
実施場所			
必要物品			
実施手順	実施内容の詳細	実施上の留意事項	

(裏面有)

様式7 (裏面)

医療的ケア個別マニュアル (緊急時の対応)

児童・生徒氏名		年 組	男・女
安静時	平熱	℃	脈拍 回/分
予想される緊急状況・症状		対処方法	
緊急連絡先		①氏名 _____ (続柄: _____) 電話番号 _____ ②氏名 _____ (続柄: _____) 電話番号 _____	
緊急時 搬送医療機関		病院名・科 : _____ 所在地 : _____ 電話番号 : _____	
その他 留意事項			

安全管理マニュアル

児童・生徒氏名		年 組	男・女
主たる疾患名			
医療的ケアの内容			
実施期間	年 月 ～ 年 月 日		
生活場面	予想される危険	対応策	
登下校			
休み時間			
排泄			
給食時			
着替え			
体育 プール			
校外学習			

様式9

医療的ケアの実施記録

東久留米市立 学校 年 組 氏名 ()

1 家庭での様子 (保護者が記入)

年 月 日 ()		体温 °C	
健康状態 (児童・ 生徒の 体調)		持参するもの (登校時)	
特記事項		持ち帰るもの (下校時)	

2 実施記録 (看護師等が記入)

記録	実施時刻	医療的ケアの実施内容、実施時の健康状態等の記録	
連絡事項等			
実施者		学校確認印	

保護者 確認印	
------------	--

医療的ケアに係る事故報告書

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

記入者氏名 _____

学校名	東久留米市立	学校	年 組	男・女
児童・生徒 氏名			年齢	歳
発生日時	年 月 日 ()		時	分
発生場所				
医療的ケアの 内容				
発生時の状況 と経過				
実施した処置と その後の経過	病院受診： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
原因				
今後の対応と 再発防止に向けた 取組				
保護者への説明	(面談・電話)			

〇〇さんの緊急時対応フローチャート（例）

